

財団法人 福島県農業振興公社寄附行為

制定 昭和40年4月1日
変更 昭和41年7月29日
" 昭和43年2月15日
" 昭和44年4月1日
" 昭和46年3月1日
" 昭和48年7月1日
" 昭和48年9月1日
" 昭和51年2月26日
" 昭和51年8月27日
" 昭和53年4月1日
" 昭和55年1月17日
" 昭和55年4月1日
" 昭和55年7月13日
" 昭和62年4月1日
" 昭和62年5月1日
" 昭和63年11月1日
" 平成元年4月7日
" 平成2年3月9日
" 平成2年4月26日
" 平成4年4月1日
" 平成6年1月28日
" 平成7年4月1日
" 平成8年4月1日
" 平成10年7月6日
" 平成12年4月1日
" 平成13年4月1日
" 平成15年4月1日
" 平成19年2月16日

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人福島県農業振興公社(以下「公社」という。)という。

(事務所)

第2条 公社は、主たる事務所を福島市に置く。

2 公社は、理事会の議決を経て必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目 的)

第3条 公社は、農業者の経営規模拡大及び効率的かつ安定的な農業経営の育成助長を図るため、農地の利用集積、農地保有の合理化等による農業経営基盤の強化等農業の構造改善を推進し、併せて青年等の就農促進等により、農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 農地保有合理化事業等に関する事。
- (2) 農業構造の改善に資する事業に関する事。
- (3) 就農支援資金等の貸付及び就農の支援促進等に関する事。
- (4) 特定鉦害復旧事業等に関する事。
- (5) 農業の振興に関する調査研究及び啓発、宣伝
- (6) その他公社の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 資 産

(資産の内容)

第5条 公社の資産は、次に掲げるもので構成する。

- (1) 設立に際し寄附された別紙財産目録記載の資産
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第6条 公社の資産を分けて、基本財産、強化基金、特定鉦害復旧事業等基金及び普通財産の4種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 設立当時寄附された別紙財産目録記載の財産
- (2) 基本財産として寄附された財産
- (3) 第17条第3号の規定により基本財産に繰入れた財産

3 強化基金は、農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化を図るために設けた資金とし、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 強化基金の造成に充てることを指定して寄附された財産、又は交付された補助金
- (2) 理事会において、強化基金に繰入れることを議決した財産

4 特定鉦害復旧事業等基金は、特定鉦害復旧事業等を行うために設けた資金とし、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 特定鉦害復旧事業等基金の造成に充てることを指定して寄附された財産、又は交付された補助金
- (2) 理事会において、特定鉦害復旧事業等基金に繰入れることを議決した財産

5 普通財産は、基本財産、強化基金及び特定鉦害復旧事業等基金以外の財産とする。

(基本財産、強化基金及び特定鉦害復旧事業等基金の管理)

第7条 基本財産、強化基金及び特定鉦害復旧事業等基金のうち現金は理事会の議決を経て、適当と認める金融機関への預貯金及び信託並びに債券に換えて、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、処分してはならない。ただし、公社の事業の遂行上やむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、かつ福島県知事の承認を受けて、その一部を処分することができる。

(強化基金及び特定鉦害復旧事業等基金の処分の制限及び運用益の用途制限)

第9条 強化基金は、寄附又は補助の条件に基づく福島県知事からの請求により、その全部又は一部を返還する場合を除き、これを処分し又は担保に供してはならない。

2 特定鉦害復旧事業等基金は、寄附又は補助の条件に基づく福島県知事又は新エネルギー・産

業技術総合開発機構理事長からの請求により、その全部又は一部を返還する場合を除き、これを処分し又は担保に供してはならない。ただし、特定鉱害復旧事業等に使用する場合においては、あらかじめ新エネルギー・産業技術総合開発機構理事長の承認を得た上で特定鉱害復旧事業等基金の全部又は一部を処分することができるものとする。

- 3 強化基金の運用益は、農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化のために必要な経費以外の経費に充ててはならない。
- 4 特定鉱害復旧事業等基金の運用益は、特定鉱害復旧事業等に係る業務運営体制のために必要な経費以外に充ててはならない。
- 5 毎会計年度において、第3項及び第4項の運用益に剰余が生じたときは、理事会の議決を経てその全部又は一部を翌会計年度に繰り越すか又は各基金に繰入れるものとする。

第 3 章 役員及び理事会

(役員)

第10条 会社に次の役員を置く。

理事 6人以上10人以内
監事 2人以内

- 2 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- 3 理事のうちから1人を理事長とする。
- 4 理事のうちから副理事長、専務理事及び常務理事若干名を置くことができる。
- 5 理事長は理事の互選による。
- 6 副理事長、専務理事及び常務理事は、理事長が理事の中から理事会の同意を得て選任する。
- 7 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第11条 理事長は、会社を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して会社の業務を総理し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 専務理事は、理事長の命を受けて会社の日常の業務を掌理し、理事長及び副理事長とともに事故あるときは、その職務を代理し、理事長及び副理事長とともに欠けたときはその職務を行う。
- 4 常務理事は、理事長の命を受けて会社の日常の業務を掌理し、理事長、副理事長及び専務理事とともに事故あるときは、その職務を代理し、理事長、副理事長及び専務理事とともに欠けたときはその職務を行う。
- 5 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事以外の理事は、あらかじめ理事会において定める順序に従い理事長、副理事長、専務理事及び常務理事とともに事故あるときは、その職務を代理し、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事とともに欠けたときは、その職務を行う。
- 6 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員の役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任の役員が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において評議員現在数の3分の2以上の同意により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

第14条 役員（常勤役員を除く。）は、無報酬とする。ただし、必要と認める場合には、理事会の議決を経て、報酬を支払うことができる。

（理事会）

第15条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事長は、理事会の議長となる。

3 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき、又は理事3人以上及び監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、速やかに臨時の理事会を招集しなければならない。

第16条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めのあるもののほか、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 緊急の必要のある場合、又は軽微な事項については、理事長は書面により賛否を求めて、理事会の議決に代えることができる。

（理事会の議決事項）

第17条 理事会は、この寄附行為に別に定める事項のほか、次の事項を議決するものとする。

(1) 事業計画、資金計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告、収支決算、正味財産増減計算、キャッシュ・フロー計算、貸借対照表及び財産目録の報告に関すること。

(3) 普通財産から基本財産への繰入れに関すること。

(4) その他理事長が必要と認める事項

第 4 章 評議員及び評議員会

（評議員）

第18条 公社に評議員8人以上12人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選任し理事長が委嘱する。

3 評議員は、原則として理事又は監事を兼ねることができない。

4 第12条及び第14条の規定は、評議員の任期及び報酬について準用する。この場合において、第12条及び第14条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

（評議員の解任）

第19条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の業務違反その他評議員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により評議員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会において、その評議員に弁明の機会を与えなければならない。

（評議員会）

第20条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会に、会長及び副会長をおく。

3 会長及び副会長は、評議員の互選による。

- 4 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長から諮問された事項について調査審議するとともに、必要に応じて公社の重要な事項に関し理事長に建議することができる。
- 5 理事長は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次に掲げる事項について評議員会に諮問しなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告、収支決算、正味財産増減計算、キャッシュ・フロー計算、貸借対照表及び財産目録の報告に関すること。
- (3) 基本財産、強化基金及び特定鉱害復旧事業等基金の処分にに関すること。
- (4) 第1号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄に関すること。
- (5) その他理事会で必要と認められた事項

(職務)

第21条 会長は、評議員会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第22条 会長は、評議員会の議長となる。

- 2 評議員会は、次に掲げる場合に会長が召集する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 評議員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 理事3人以上及び及び監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

- 3 第16条の規定は、評議員会について準用する。この場合において、第16条中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第5章 事務局

(事務局)

第23条 公社の事務を処理するため、公社に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。ただし、事務局長の任免については、理事会の同意を得なければならない。

第6章 業務の執行及び会計

(業務方法書)

第24条 公社の事業執行については、業務方法書の定めるところによる。

- 2 公社は、業務方法書を作成し、又は変更したときは、福島県知事に届け出るものとする。

(経費)

第25条 公社の経費は、普通財産をもって支弁する。ただし、特定鉱害復旧事業等に要する経費は、特定鉱害復旧事業等基金及び同基金の運用益をもって支弁するものとする。

(予算及び決算)

第26条 公社の事業計画、資金計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決により定めるものとし、事業報告、収支決算、正味財産増減計算、キャッシュ・フロー計算及び貸借対照表は、毎会計年度終了後速やかにその年度末の財産目録及び財産増減事由書とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を受けなければならない。

(知事の承認)

第27条 公社は、毎年当該年度の事業計画、資金計画及び収支予算並びに過年度の事業報告、収支決算、正味財産増減計算、キャッシュ・フロー計算、貸借対照表及び財産目録については、第26条の規定による承認を受けた後、速やかに福島県知事の承認を受けるものとする。

(会計年度)

第28条 公社の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 7 章 雑 則

(寄附行為の変更)

第29条 この寄附行為の変更は、理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ福島県知事の認可を受けなければならない。

(解 散)

第30条 公社は、理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ福島県知事の認可を受けなければ、解散することができない。

(残余財産の処分)

第31条 公社が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、理事会及び評議員会の議決により、福島県知事の承認を得て、福島県又は公社と同様の事業を行う他の公益団体に寄附するものとする。

附 則

1 この寄附行為は、設立の日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、昭和41年7月29日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、昭和43年2月15日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、昭和46年3月1日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、昭和48年9月1日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、昭和51年2月26日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、昭和51年8月27日から施行する。

2 昭和51年度の会計年度については、この寄附行為による変更後の財団法人福島県農業開発公社寄附行為本則第22条の規定にかかわらず、昭和51年7月1日から昭和52年3月31日までとする。

附 則

1 この寄附行為は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、その変更について、福島県知事の認可のあった日から施行する。
(認可月日 昭和55年 1月17日)

附 則

- 1 この寄附行為は、その変更について、福島県知事の認可のあった日から施行する。
(認可月日 昭和55年 4月 1日)

附 則

- 1 この寄附行為は、その変更について、福島県知事の認可のあった日から施行する。
(認可月日 昭和55年 7月13日)

附 則

- 1 この寄附行為は、その変更について、福島県知事の認可のあった日から施行する。
(認可月日 昭和62年 4月 1日)

附 則

- 1 この寄附行為は、その変更について、福島県知事の認可のあった日から施行する。
(認可月日 昭和62年 5月 1日)

附 則 1

- 1 この寄附行為は、その変更について、福島県知事の認可のあった日から施行する。
(認可月日 昭和63年11月 1日)

附 則

- 1 この寄附行為は、その変更について、福島県知事の認可のあった日から施行する。
(認可月日 平成元年 4月 7日)

附 則

- 1 この寄附行為は、その変更について、福島県知事の認可のあった日から施行する。
(認可月日 平成 2年 3月 9日)

附 則

- 1 この寄附行為は、その変更について、福島県知事の認可のあった日から施行する。
(認可月日 平成 2年 4月26日)

附 則

- 1 この寄附行為は、その変更について、福島県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第11条第 1 項及び第 2 項の変更規定は、施行後最初に行われる改選期から適用する。
(認可月日 平成 4年 4月 1日)

附 則

- 1 この寄附行為は、その変更について、福島県知事の認可のあった日から施行する。
(認可月日 平成 6年 1月28日)

附 則

- 1 この寄附行為は、その変更について、福島県知事の認可のあった日から施行する。
(認可月日 平成 7年 4月 1日)

附 則

- 1 この寄附行為は、その変更について、福島県知事の認可のあった日から施行する。
(認可月日 平成 8年 4月 1日)

附 則

- 1 この寄附行為の変更は、福島県知事の認可のあった日から施行する。
(認可月日 平成10年 7月 6日)

附 則

- 1 この寄附行為は、その変更について、福島県知事の認可のあった日から施行する。
(認可月日 平成12年4月1日)
- 2 この寄附行為の変更の際における役員の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず平成13年3月31日までとする。
- 3 この寄附行為の変更の際における役員は、第10条第2項の規定により評議員会において選任されたものとみなす。
- 4 この寄附行為の変更の際の評議員の任期は、第18条第4項の規定にかかわらず平成13年3月31日までとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、その変更について、福島県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第17条第2号、第20条第5項第2号、第26条及び第27条の変更規定は、平成13年度の決算から適用する。
(認可月日 平成13年4月1日)

附 則

- 1 この寄附行為は、その変更について、福島県知事の認可のあった日から施行する。
(認可月日 平成15年4月1日)
- 1 この寄附行為は、その変更について、福島県知事の認可のあった日から施行し、平成19年4月1日から開始する会計年度から適用する。
(認可月日 平成19年2月16日)